

令和3年度 子育て世帯への臨時特別給付金 について

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の取組の一つとして0歳から高校3年生までの子どもたちに一時金を支給します。

つがる市から9月分の児童手当を受給されている方は、今回支給を受けるにあたって申請は不要です。

公務員で所属庁から児童手当を受給されている保護者、高校生のみで世帯で児童手当を受給していない保護者、これから児童手当を申請する新生児の保護者は申請が必要です。

申請方法など、詳細は対象の方に送付しているお知らせ、または市ホームページをご覧ください。

支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年9月分の児童手当（本則給付）を受給されている方 ※ただし、児童手当を受給している方でも児童1人当たり月額一律5千円の特例給付を受給されている方は対象になりません。 令和3年9月30日時点で高校生を養育する方 令和4年3月31日までに生まれた新生児で児童手当支給対象児童の保護者
対象児童	<ul style="list-style-type: none"> 児童手当（本則給付）の令和3年9月分の支給対象となる児童 令和3年9月30日時点で高校生（平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の児童（保護者の所得が児童手当（本則給付）支給対象となる金額と同等未満の場合） 令和4年3月31日までに生まれた新生児で児童手当支給対象児童
給付額	対象児童1人につき10万円を現金で一括支給します。
支給方法	<ul style="list-style-type: none"> つがる市から児童手当を受給されている方には、令和3年9月分の児童手当が支給された口座に振り込みしていますのでご確認ください。 申請が必要な方は申請内容を確認し、支給要件に該当した場合、指定する口座に振り込みします。

【問い合わせ先】福祉課 電話42-2111（内線247）

新居購入費・家賃・引っ越し費用を補助します

結婚生活スタートアップ事業 結婚を機に始まる新生活を応援！

要件 (①～⑤の全てを満たす世帯)	<ol style="list-style-type: none"> 令和3年1月1日～令和4年2月28日に婚姻した新婚世帯であること 新婚夫婦の所得を合算した額が400万円未満であること ※申請時において無職の場合は離職した者を所得なしとして算定します。 ※貸与型奨学金を本人名義で返済している場合は、所得額から年間返済額を控除します。 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること 申請時に夫婦双方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること 2年以上継続してつがる市に居住する意思があること
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 新居の購入費（建物のみ）、新築の費用 新居の敷金、礼金、仲介手数料、家賃・共益費（各1カ月のみ） ※勤務先から住居手当が支給されている場合はその支給額を除きます。 引っ越し費用（引っ越し業者や運送業者に支払った費用）
補助額	1世帯当たり上限30万円
対象経費の支払期間	令和3年1月1日から令和4年2月28日までに支払った費用
申請期限	3月11日(金)

*申請を希望される方は事前にご相談ください。

*詳細は市ホームページ（QRコード）をご覧ください。



【問い合わせ先】地域創生対策室 電話42-2111（内線361）

住民税非課税世帯等への臨時特別給付金について

住民税が非課税の世帯および令和3年1月以降に新型コロナウイルスの影響で家計急変のあった世帯を支援するため1世帯に10万円を支給します。詳細は市ホームページ(QRコード)をご覧ください。



区分	【非課税世帯】	【家計急変世帯】
対象世帯	基準日(令和3年12月10日)において令和3年度住民税が世帯全員非課税の世帯	令和3年度住民税が課税されているが、令和3年1月以降の収入が減少し世帯全員が住民税非課税相当の収入となった世帯
給付要件	課税者の扶養になっていないこと。	令和3年1月以降の任意の1カ月の収入の12倍が、単身世帯の場合は100万円以下であること。配偶者・扶養親族を扶養している場合はその人数によって金額が異なりますので、市ホームページでご確認ください。
受給方法	準備が整い次第、対象世帯に必要書類を郵送します(1月中旬に発送予定)。書類が届きましたら必要事項を記入し、市役所企画調整課へ返送してください。その後口座に振り込みします。	対象となる方は市役所企画調整課へ申請が必要です。申請書は市役所企画調整課に備え付けているほか、市ホームページからダウンロードできます。

詐欺や個人情報の流出に注意!

市役所や国の職員をかたる不審な電話にご注意ください。市役所職員が電話で口座情報を聞き出すことはありません。基本的に郵送でのやりとりとなります。

【問い合わせ先】企画調整課 電話42-2111(内線353)

つがる市に移住する子育て・若年夫婦世帯に家賃補助します

子育て・若年夫婦世帯移住応援事業

市への移住を応援するため、定住する意思をもって市へ転入し、市内の民間賃貸住宅に入居した世帯に対し、その家賃の一部を補助します。該当する方はお早めにご相談・申請してください。

対象世帯 (①～⑥の全てを満たす世帯)	①申請日において、転入した日から1年以内の子育て世帯(義務教育修了前の子とその親の世帯)・若年夫婦世帯(申請時に夫婦いずれも満40歳未満の世帯) ②転入日前3年以内に市に居住したことがない世帯 ③他の公的制度による補助等を受けていない世帯 ④同居する全員が市税等を滞納していない世帯 ⑤自治会に加入(加入予定)している世帯 ⑥5年以上市内に定住する意思のある世帯
対象住宅	市内の民間賃貸住宅で、賃貸借契約の締結者が夫婦のいずれかであること
補助内容	実質家賃額の1/2(千円未満切捨て) 上限:子育て世帯3万円・若年夫婦世帯1万5千円 ※実質家賃額とは、賃借料(駐車場代、共益費等を除く)から住宅手当を差し引いた家賃額
対象期間	最長60月(年度を前期・後期に分けて年2回支払)
申請方法	随時受け付けています。申請書に必要書類を添えて直接提出(持参)してください。予算の範囲内で補助します。申請書などは地域創生対策室の窓口に備え付けているほか、市ホームページからも取得できます。詳細は市ホームページ(QRコード)をご覧ください。



【問い合わせ先】地域創生対策室 電話42-2111(内線362)

市税等の納付は納期内にお願ひします

【問い合わせ先】収納課
電話42-2111(内線226)

1月は

「国民健康保険税」7期

「介護保険料」7期

「農業集落排水施設使用料」

「後期高齢者医療保険料」7期

「住宅使用料」 「公共下水道使用料」

「利用者負担金(保育料)」

の納期限となっています。

口座振替日は1月31日(月)です。

口座振替で納付している方は、口座残高の確認をお願いします。